

保育園における感染症の登園基準一覧表

A. 登園許可証が必要な感染症

※「〇〇後△△日」、という場合はその日は含まれず翌日を第1日目とする

感染症名	登園基準
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで（乳幼児にあっては、3日を経過するまで）
風しん	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳腺下、顎下腺、舌下腺の腫瘍が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、026、0111等）	症状が始まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

B. 書類の提出は必要ないが、登園については医師の判断を必要とするもの

※医師の診断を受けた後は、園までご連絡ください。

また、医師の許可を受けた上で再登園してください。

- ・溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、帯状疱疹、突発性発しん